

ページ	正誤
段	
行	
誤	
正	

平成十七年四月六日（号外第七十七号）国土交通省告示第四百十四号（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する件）

（原稿誤り）

六	二五、乗車定員十人	乗車定員十人
下	以上のもの	以上のもの
〃	二六、車両総重量三・五トンを超え	車両総重量三・五トンを超えるもの
〃	二七、乗車定員十人	乗車定員十人
〃	未満のもの	未満のもの
〃	二八、車両総重量三・五トン以下の	車両総重量三・五トン以下のもの

	"	"
	"	"
	四四	二九
	ただし、第一項	自動車の
第五号中「上縁	この場合にお	その
「は「中心」に	いて、同項第	
読み替えて適用	五号中「上縁	
する。	「については	
	「中心」に読	
	み替えて適用	
	するものとす	
	る。	

六ページ下段終りから七行目と終りから六行目の間に次のように加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。